

## 増毛町出産祝金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民の出産を祝福するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、増毛町出産祝金（以下、「出産祝金」という。）を交付することにより、町民の子育てを支援し、家庭における生活の安定に寄与することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 出産祝金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第8号）第4条に規定する特定滞納者は除く。

- (1) 増毛町の住民基本台帳に登録され、かつ、町内に居住している者
- (2) 増毛町出産準備金支給事業実施要綱（平成26年達第4号）第3条第1項の規定に基づき、出産準備金支給申請書（出生時）を提出し、支給を受けた保護者（以下「保護者」という。）
- (3) 町長が特に必要と認めた者

### (出産祝金の額)

第3条 出産祝金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1子 100,000円
- (2) 第2子 200,000円
- (3) 第3子以降 300,000円

### (交付の決定通知)

第4条 町長は、出産祝金を交付することを決定したときは、増毛町出産祝金交付通知書（様式第1号）により保護者に通知する。

### (出産祝金の返還)

第5条 町長は、出産祝金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合は、既に交付した出産祝金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により出産祝金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降の出生児の保護者から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和5年4月1日以降の出生児の保護者であって、公布の日の前日までに転出等

により他市町村の住民基本台帳に登録された者は、出産祝金を支給しないものとする。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

増毛町出産祝金交付通知書

父 様

母 様

あなたたちは、 年 月 日子宝に恵まれ第 子 ちゃんをご出産  
されましたことを心からお祝い申し上げます。

お子様が、すこやかに成長されますことを願うとともに将来の増毛町発展の力となる  
ことを期待し、ここに出産祝金を交付いたします。

記

交付金額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

年 月 日

増毛町長